

2-2 分野別都市づくり計画

2-2-1 分野別都市づくりの体系

都市づくりの基本理念を踏まえ、本市が目指す都市像、都市づくりの目標の実現に向け、将来都市構造による都市づくりを実施する上で基礎となる7つの分野毎に基本方針を設定し、具体的な施策・事業に展開します。

また、基本方針と都市づくりの目標との関係は分野毎に整理し、横断的な施策展開に努めます。

分野	基本方針
土地利用※	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の特性に応じた良質な居住環境※の形成 2 乙川リバーフロント地区の整備による賑わいと活力の創出 3 地域の特性に応じた都市機能※の導入・集積による利便性の高い市街地の形成 4 多様な交流の拡大に資する観光産業交流機能の誘導 5 産業振興に資する産業用地の確保・誘導 6 土地利用混在箇所※の相互の調和による操業環境・居住環境の確保 7 無秩序な市街地拡大の抑制と市街化調整区域※、都市計画区域※外の自然環境の保全
市街地整備※	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市拠点などにおける都市機能の更新や地域特性に応じた魅力ある市街地の形成 2 産業用地の整備 3 土地区画整理事業※などの確実な推進による良好な市街地の形成 4 低未利用地※などの利活用の推進
道路・公共交通	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域道路網※の整備促進、幹線道路網の強化、身近な道路の整備推進 2 安全で快適な歩行者・自転車通行空間の確保 3 鉄道やバス、次世代モビリティ※の連携による公共交通ネットワークの構築 4 交通結節点の利便性向上のための環境整備、ユニバーサルデザイン※化の推進 5 都市経営の観点からのインフラ※管理の推進
公園・緑地	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活に密着した公園の整備推進 2 風致地区※、生産緑地※、社寺林などの自然環境の保全 3 長期未整備の都市公園の計画など見直し 4 公民連携も含めた適切な維持管理・利活用の推進
河川・上下水道	<ol style="list-style-type: none"> 1 治水・浸水対策の強化 2 河川の良い水質の確保 3 自然環境に配慮した川づくり 4 親水性の高い水辺空間の創出と活用 5 施設の適切な維持管理と計画的な更新
景観・自然環境	<ol style="list-style-type: none"> 1 景観計画に基づく歴史・文化資源や景観の保全 2 歴史・文化資源のネットワーク化による観光振興の促進 3 乙川、矢作川などの水辺空間の環境や眺望の保全による良好なまちなみ景観の誘導 4 無秩序な開発の抑制による自然環境の保全
防災	<ol style="list-style-type: none"> 1 市街地の耐震化、不燃化の促進 2 防災都市基盤の強化による災害に強い都市づくりの推進 3 土砂災害対策の強化 4 市民・事業者への情報発信や自主防災組織の支援・育成による防災活動の推進 5 復興事前準備の取組みの推進

2-2-2 土地利用※に関する方針

(1) 基本的な考え方

土地利用の分野では産業振興や良質な居住環境の形成、秩序ある土地利用を推進するため、次の7つの基本方針を定めます。また、市全体の適切な土地利用誘導を図るため、住宅地や商業地、工業地、自然環境保全地などの用途別の土地利用を配置します。

基本 方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の特性に応じた良質な居住環境の形成 2 乙川リバーフロント地区の整備による賑わいと活力の創出 3 地域の特性に応じた都市機能※の導入・集積による利便性の高い市街地の形成 4 多様な交流の拡大に資する観光産業交流機能の誘導 5 産業振興に資する産業用地の確保・誘導 6 土地利用混在箇所※の相互の調和による操業環境・居住環境の確保 7 無秩序な市街地拡大の抑制と市街化調整区域※、都市計画区域※外の自然環境の保全
----------	---

各都市像の目標を達成するための基本方針（土地利用）

都市像	目標	基本方針						
		1	2	3	4	5	6	7
1 新たな活力を創造する都市	1 新たな企業用地確保とその周辺の基盤整備による西三河都市計画区域の拠点としての機能の強化			●		●		
	2 市内企業の産業競争力の向上					●	●	
	3 駅や駅周辺の都市機能強化による産業振興			●	●	●		
2 将来にわたって持続可能な都市	1 コンパクトプラスネットワーク※の取組みによる持続可能な都市構造※への転換		●	●				
	2 公民連携まちづくり※や既存ストック※の効率的な利活用の推進		●	●	●	●		
	3 地域コミュニティ※の維持	●	●	●	●	●		●
	4 自然環境と調和した都市づくり							●
	5 新技術導入による持続可能な都市の実現		●					
3 住みやすい、住み続けられる都市	1 暮らしやすさと豊かさを実感できる快適な居住環境の創造	●	●	●		●	●	
	2 自然・歴史・文化の地域資源を生かした魅力ある生活空間づくりの推進	●	●		●			●
4 自然・歴史・文化の趣を実感できる都市	1 地域資源を活用した観光まちづくりの推進		●		●			
	2 ふれあい・交流を促進する環境の創造		●		●			
	3 地域資源のリデザイン※による魅力ある公共空間の整備		●		●			
5 安全安心に暮らせる都市	1 防災機能の強化により誰もが安全で安心に暮らせる市街地の形成							●
	2 被害を最小限に抑制するため市民や事業者などと行政が一体となった防災力の強化	●						●

(2) 基本方針の考え方

<基本方針1 地域の特性に応じた良質な居住環境[※]の形成>

- 多様化する住宅ニーズに対応するため、立地適正化計画の居住誘導区域ではゆとりある居住環境を形成し、居住誘導重点区域、都市機能誘導区域では土地の高度利用[※]を促進することで、都市的利便性[※]の高い居住環境の形成を誘導します。
- 地域の特性に応じたまちなみを誘導し、良質な居住環境を保全しながら多様な魅力のある市街地の形成に努めます。
- 魅力ある市街地や暮らしやすく安全で良質な居住環境を形成するため、高度地区[※]や地区計画[※]などを活用します。

<基本方針2 乙川リバーフロント地区の整備による賑わいと活力の創出>

- 歴史・文化などの既存ストック[※]を生かし、公民連携による暮らしの質の向上とエリアの価値の向上を図るQURUWA戦略を推進し、中心部の再生、活性化を図ります。

<基本方針3 地域の特性に応じた都市機能[※]の導入・集積による利便性の高い市街地の形成>

- 都市拠点、準都市拠点、地域拠点、交通拠点といった各拠点の規模に応じ、観光、文化、商業、娯楽、業務、医療、福祉といった多様な都市機能を誘導し、高次都市機能の集積や日常生活に利便性の高い市街地形成を図ります。
- 各拠点間の公共交通ネットワークの維持・充実を図ることにより自動車への過度な依存を低減させ、ゆるやかに集約型都市構造へ誘導します。
- 西三河都市計画区域の拠点として、多様な都市機能の集積や土地の高密度化、高度利用[※]化を促進します。

<基本方針4 多様な交流の拡大に資する観光産業交流機能の誘導>

- 自然・歴史・文化といった地域資源の活用や、広域道路網[※]を生かした観光産業を創出し、交流人口[※]の拡大を図ります。
- 交流人口の拡大に必要な都市機能を誘導し、賑わいと活力の向上を図ります。

<基本方針5 産業振興に資する産業用地の確保・誘導>

- 既に大規模な工業用地として土地利用が進んでいる工業地では、必要に応じて特別用途地区[※]や地区計画を活用し、工業地としての土地利用の維持・強化を図ります。
- インターチェンジ周辺や幹線道路周辺などの交通利便性が高いエリアや既に工場が集積している工業地の周辺に、産業立地のための用地の確保や企業の誘致に努めます。

<基本方針6 土地利用混在箇所[※]の相互の調和による操業環境・居住環境の確保>

- 土地利用混在箇所において、相互の環境に配慮することで操業環境と居住環境の確保を図ります。

<基本方針7 無秩序な市街地拡大の抑制と市街化調整区域※、都市計画区域※外の自然環境の保全>

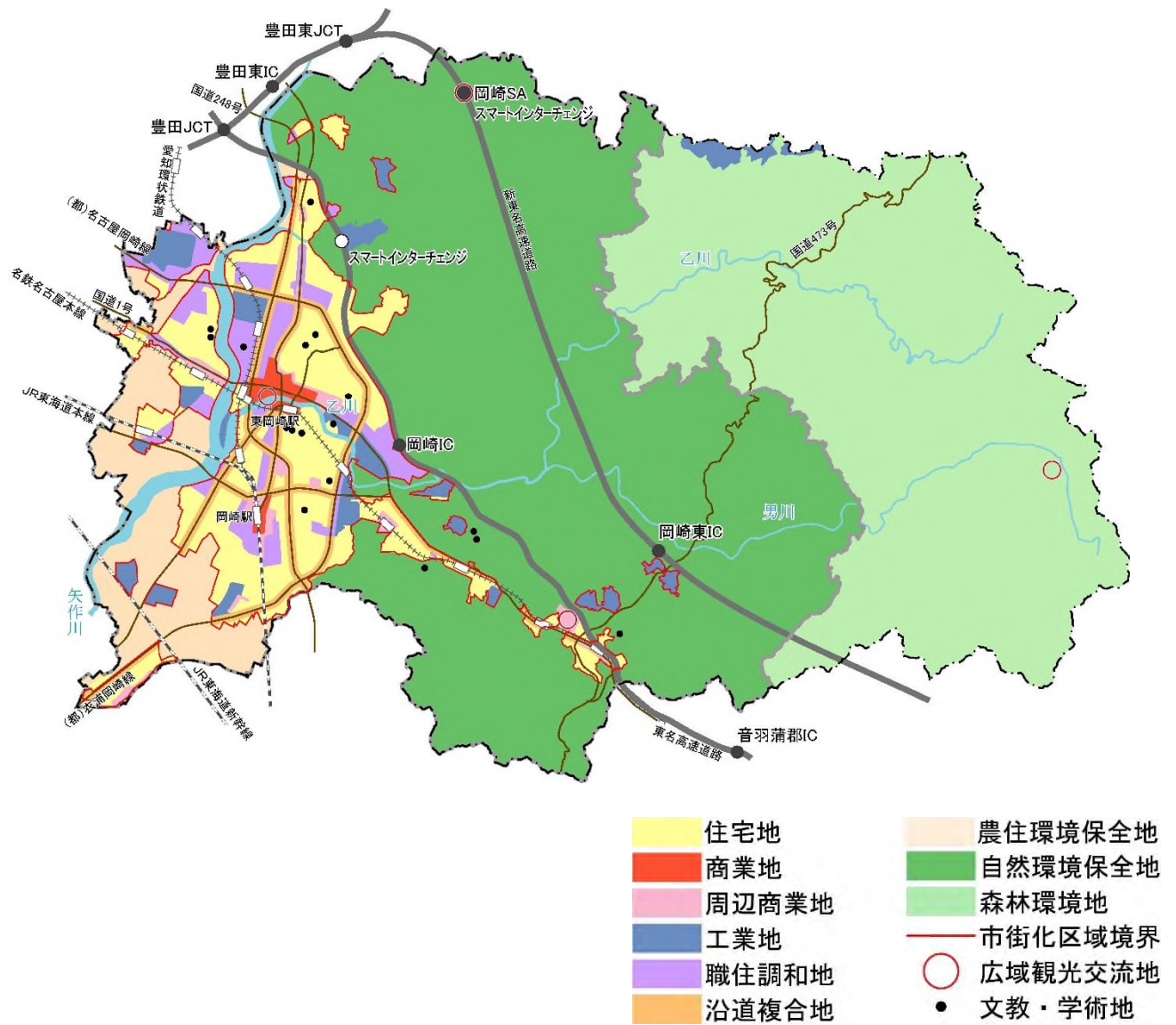
- 市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域として無秩序な開発を抑制し、都市計画区域外も含めて農住環境や自然環境、森林環境の保全を図ります。
- 必要に応じて生活拠点位置を位置づけて地域のコミュニティの維持を図ります。

(3) 用途別土地利用の配置の方針

将来都市構造を踏まえ、各ゾーン※に応じた土地利用区分を配置し、適切な土地利用※を誘導します。

土地利用区分	配置の方針
住宅地	主に住宅を誘導する地区として、市街化区域※内における既成市街地及び低未利用地※に住宅地を配置します。
商業地	商業、業務、行政、文化、交流などといった多様な機能の集積を誘導すべき地区として、都市拠点に位置づけている鉄道駅周辺に商業地を配置します。
周辺商業地	商業施設と住宅が混在し、各々の機能が調和しながら生活利便性の高い良好な市街地を保全すべき地区として、周辺商業地を配置します。
工業地	工業施設、流通業務施設、研究開発施設などを中心に誘導すべき地区として、郊外部などに工業地を配置します。
職住調和地	工業施設との調和を図りながら良好な居住環境※を保全すべき地区として、工業系用途地域※の中で住宅の立地が進んでいる地域に職住調和地を配置します。
沿道複合地	ロードサイド型の商業・業務施設の集積を誘導する地区として、幹線道路沿いに沿道複合地を配置します。
農住環境保全地	生産の場や市街地周辺の身近な緑地といった、生物の多様性の向上を図りその保全に努める地区として、市域西部と南部を中心に農住環境保全地を配置します。
自然環境保全地	水源の涵養や森林、農地、河川などの自然環境の保全に努める地区として、市域中央部に自然環境保全地を配置します。
森林環境地	森林の多面的機能※を認識しその保全・活用に努める地区として、市域東部に森林環境地を配置します。
広域観光交流地	多様な交流の拡大に資する広域観光施設の立地や機能の充実を図る地区として、広域観光交流地を配置します。
文教・学術地	既存の教育・研究機関を中心に文教・学術地を配置します。

土地利用※に関する方針図



2-2-3 市街地整備※に関する方針

(1) 基本的な考え方

市街地整備の分野では産業振興や良質な居住環境※の形成などを図るため、次の4つの基本方針を定めます。

基本方針	1 都市拠点などにおける都市機能※の更新や地域特性に応じた魅力ある市街地の形成 2 産業用地の整備 3 土地区画整理事業※などの確実な推進による良好な市街地の形成 4 低未利用地※などの利活用の推進
------	--

各都市像の目標を達成するための基本方針（市街地整備）

都市像	目標	基本方針			
		1	2	3	4
1 新たな活力を創造する都市	1 新たな企業用地確保とその周辺の基盤整備による西三河都市計画区域の拠点としての機能の強化	●	●		
	2 市内企業の産業競争力の向上		●		
	3 駅や駅周辺の都市機能強化による産業振興	●			
2 将来にわたって持続可能な都市	1 コンパクトプラスネットワーク※の取組みによる持続可能な都市構造※への転換	●			●
	2 公民連携まちづくり※や既存ストック※の効率的な利活用の推進	●			●
	3 地域コミュニティ※の維持	●		●	●
3 住みやすい、住み続けられる都市	1 暮らしやすさと豊かさを実感できる快適な居住環境の創造	●		●	●
	2 自然・歴史・文化の地域資源を生かした魅力ある生活空間づくりの推進	●			●
4 自然・歴史・文化の趣を実感できる都市	1 地域資源を活用した観光まちづくりの推進	●			
5 安全安心に暮らせる都市	1 防災機能の強化により誰もが安全で安心に暮らせる市街地の形成	●		●	●

(2) 基本方針の考え方

<基本方針1 都市拠点などにおける都市機能[※]の更新や地域特性に応じた魅力ある市街地の形成>

- 都市拠点においては、魅力ある市街地の形成とまちの活性化、人口減少や高齢化への対応が必要です。広域的な都市機能が集積する拠点形成を促進し、人口の集積を高めることを目的に高密度な市街地形成を図るため、市街地再開発事業[※]や優良建築物等整備事業[※]を促進します。

<基本方針2 産業用地の整備>

- 土地区画整理事業[※]や地区計画[※]などにより産業用地の確保を推進し、持続可能な産業構造の構築を進めます。
- 既存ストック[※]を活用し、また秩序ある土地利用[※]を図ることにより、産業の効率化、新産業の誘致に努めます。

<基本方針3 土地区画整理事業などの確実な推進による良好な市街地の形成>

- 施行中の土地区画整理事業については、着実に事業を進め良好な市街地環境の形成を図ります。
- 建物が密集する市街地の環境改善や新たな市街地形成にあたっては、土地区画整理事業や地区計画などの活用により都市基盤[※]の整備に努めます。

<基本方針4 低未利用地[※]などの利活用の推進>

- 都市基盤が未整備な地区や低未利用地が広がる地区では、土地区画整理事業や地区計画により計画的な市街地整備[※]を図ります。
- 適切な管理が行われていない空き家は、関係団体や企業などと連携を図りながら計画的に空き家の利活用を促進する対策を実施することで、快適な居住環境[※]の構築に努めます。
- 都市再生推進法人[※]の活動による低未利用地の利活用を推進し、都市のスポンジ化対策に取り組めます。

2-2-4 道路・公共交通に関する方針

(1) 基本的な考え方

道路・公共交通の分野では、広域的な道路整備や公共交通ネットワークの構築などを図るため、次の5つの基本方針を定めます。

基本 方針	1 広域道路網 [*] の整備促進、幹線道路網の強化、身近な道路の整備推進 2 安全で快適な歩行者・自転車通行空間の確保 3 鉄道やバス、次世代モビリティ [*] の連携による公共交通ネットワークの構築 4 交通結節点の利便性向上のための環境整備、ユニバーサルデザイン [*] 化の推進 5 都市経営の観点からのインフラ [*] 管理の推進
----------	--

各都市像の目標を達成するための基本方針（道路・公共交通）

都市像	目標	基本方針				
		1	2	3	4	5
1 新たな活力を創造する都市	1 新たな企業用地確保とその周辺の基盤整備による西三河都市計画区域の拠点としての機能の強化	●			●	
	2 市内企業の産業競争力の向上	●				
2 将来にわたって持続可能な都市	1 コンパクトプラスネットワーク [*] の取組みによる持続可能な都市構造 [*] への転換	●	●	●	●	
	2 公民連携まちづくり [*] や既存ストック [*] の効率的な利活用の推進		●			●
	3 地域コミュニティ [*] の維持	●	●	●	●	
	5 新技術導入による持続可能な都市の実現			●		
3 住みやすい、住み続けられる都市	1 暮らしやすさと豊かさを実感できる快適な居住環境 [*] の創造	●	●	●	●	●
	3 誰にもやさしい交通環境の整備	●	●	●	●	
4 自然・歴史・文化の趣を実感できる都市	2 ふれあい・交流を促進する環境の創造	●	●		●	
	3 地域資源のリデザイン [*] による魅力ある公共空間の整備		●			
5 安全安心に暮らせる都市	1 防災機能の強化により誰もが安全で安心に暮らせる市街地の形成	●	●			●

(2) 基本方針の考え方

<基本方針1 広域道路網[※]の整備促進、幹線道路網の強化、身近な道路の整備推進>

- 経済活動の効率性の向上を図るため、関係機関へ働きかけ、名古屋三河道路、西三河南北道路など、新たな広域道路網の整備・構築を促進します。
- 市内間、市内外の円滑で快適な移動を実現し、広域連携、地域連携を強化するため、関係機関に働きかけながら、道路交通網の強化を促進します。
- 都市内の円滑な自動車交通の実現に向けて、市街地の道路整備の進行状況や緊急性などを考慮しながら、必要に応じて、道路の拡幅、新規路線の追加、廃止といった都市計画道路[※]網の見直しを進めます。
- 防災ネットワーク[※]を形成し災害に強い都市づくりを進めるため、国道1号などの緊急輸送道路[※]の無電柱化や未整備区間の整備、橋りょうなどの構造物の耐震化を促進します。
- 広域交流や産業活動の活性化を図るため、東名高速道路や新東名高速道路のスマートインターチェンジ[※]、その周辺道路の整備を促進します。
- 市内各所に存在する渋滞区間、渋滞箇所の解消に向け、関係機関と連携しながら円滑な交通の確保、充実を図ります。
- 渋滞の原因となる踏切など道路混雑の課題の解消に向け、幅広い対策を関係機関と連携し、立体交差化や周辺道路の整備手法を検討します。
- 市街化区域[※]外では生活利便性や交流の機会の向上を図るため、必要に応じて関係機関に働きかけながら、市内各地へ連絡する道路などの整備を促進します。
- 市民が使いやすい生活に密着した道路の整備を推進します。

<基本方針2 安全で快適な歩行者・自転車通行空間の確保>

- 歩行者や自転車の通行空間の確保を検討し、通勤・通学や、買い物、サイクリングなどの日常生活において誰もが安全で安心に移動できる道路空間を整備促進します。
- まちなかを車中心からひと中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、健康的に多様な活動を繰り広げられる場へと改変する取組みを進めるウォークアブルなまちづくりを推進します。

<基本方針3 鉄道やバス、次世代モビリティ[※]の連携による公共交通ネットワークの構築>

- 鉄道、バス、タクシーといった公共交通は、市民生活や来訪者に必要不可欠なインフラ[※]であるため、立地適正化計画や地域公共交通網形成計画に基づき、引き続き維持、活性化に取り組めます。
- Ma a S[※]、I T Sなどの新技術を活用し、過度に自動車に頼ることなく生活できるよう公共交通による各拠点などへのアクセス利便性を高めます。

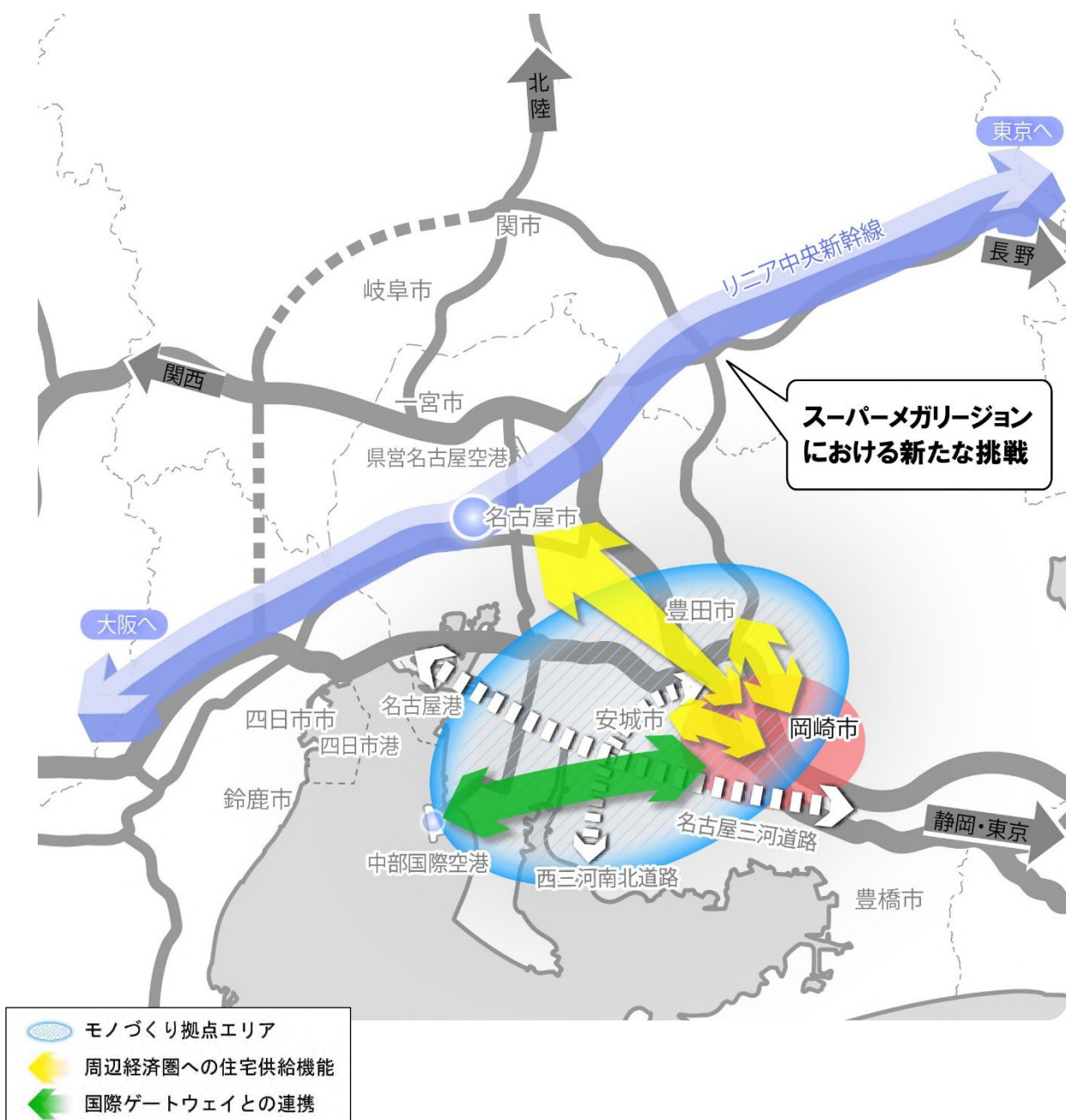
<基本方針4 交通結節点の利便性向上のための環境整備、ユニバーサルデザイン[※]化の推進>

- リニア中央新幹線開業を見据え、鉄道駅周辺の賑わいと居住に対応するため、主要な鉄道駅の機能強化を促進します。
- 訪れる人が使いやすい駅とするため、適切な駐車施設の整備を誘導、促進します。
- 誰もが使いやすいユニバーサルデザインに配慮し、駅前広場や交通広場、自由通路などの交通結節点の整備や機能強化を推進します。

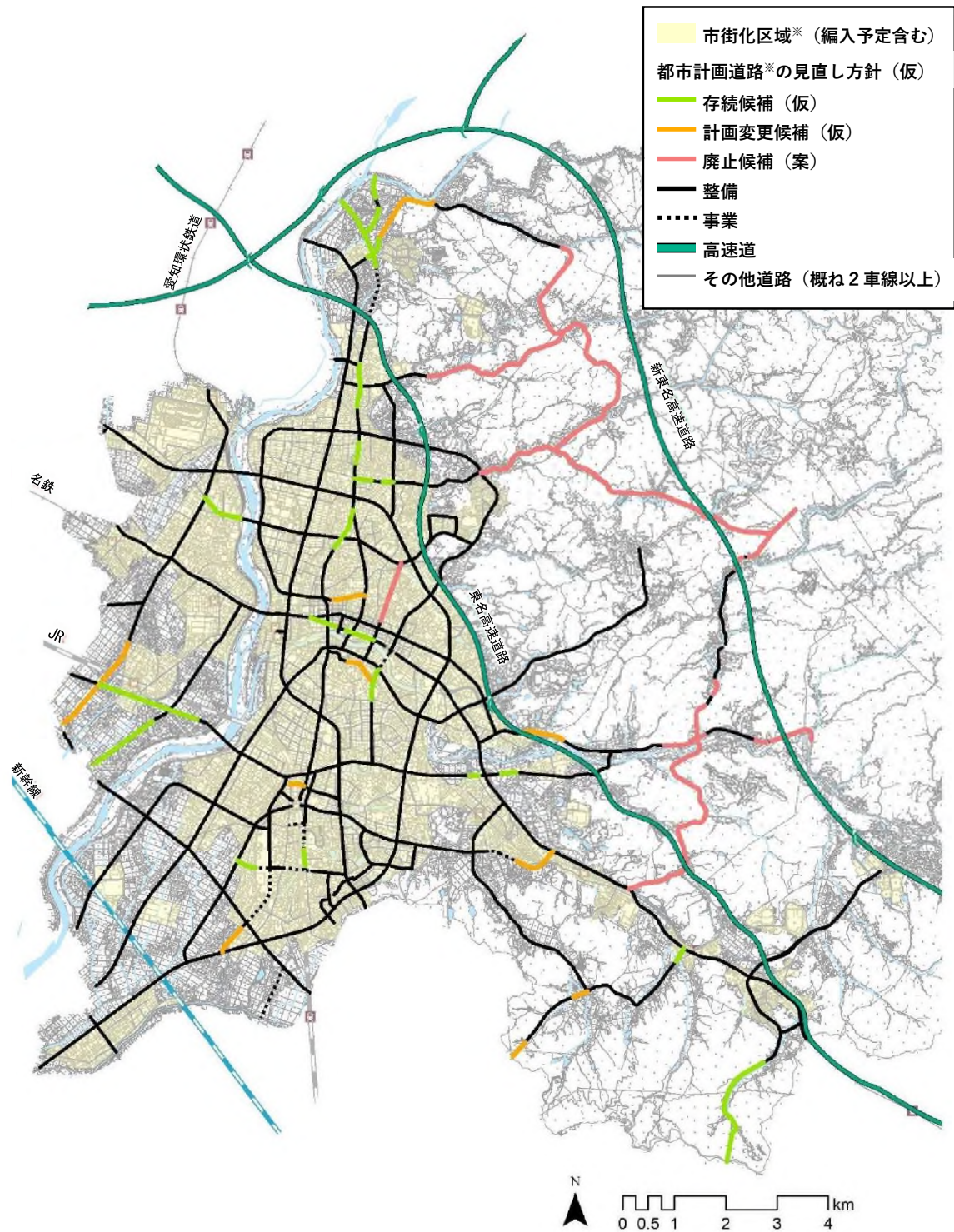
<基本方針5 都市経営の観点からのインフラ*管理の推進>

- トンネル、横断歩道橋、橋りょうなどの道路構造物は、予防保全の観点から公共施設等総合管理計画に基づき個別施設計画を策定し、コスト縮減や必要経費の平準化を図りながら、引き続き適切な維持管理に取り組めます。
- 公民が連携した道路の利活用を推進し、賑わいと交流に資する道路空間の確保、管理に取り組めます。

広域的な都市構造*のイメージ図



都市計画道路*見直し方針図(案)



コラム ウォーカブルなまちづくり

世界の多くの都市では、まちなかを車中心からひと中心への空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変する取組みが進められています。これらの取組みは、ひと中心の豊かな生活空間を実現させるだけでなく、地域消費や投資の拡大、観光客の増加や健康寿命の延伸、孤独・孤立の防止の他、様々な地域課題の解決や新たな価値の創造につながります。国土交通省では、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指して、2019年からウォーカブルなまちづくりの推進を地方自治体と共に推進しています。

本市では、「ウォーカブル推進都市」として、ウォーカブルなまちづくりに取り組んでいます。例えば、道路再構築事業として、康生通り約300m区間などで、規制緩和による認定団体を組織することで、オープンカフェなどの道路空間を利活用する民間取組みの事業化と、それに併せた道路空間再配置を含めたプロジェクトなどを「QURUWAプロジェクト」で取り組んでいます。



道路空間活用社会実験の様子

2-2-5 公園・緑地に関する方針

(1) 基本的な考え方

公園・緑地の分野では、計画的な公園・緑地の維持管理・利活用などを図るため、次の4つの基本方針を定めます。

基本方針	1 生活に密着した公園の整備推進 2 風致地区※、生産緑地※、社寺林などの自然環境の保全 3 長期未整備の都市公園の計画の見直し 4 公民連携も含めた適切な維持管理・利活用の推進
------	--

各都市像の目標を達成するための基本方針（公園・緑地）

都市像	目標	基本方針			
		1	2	3	4
2 将来にわたって持続可能な都市	1 コンパクトプラスネットワーク※の取組みによる持続可能な都市構造への転換	●			
	2 公民連携まちづくり※や既存ストック※の効率的な利活用の推進	●			●
	3 地域コミュニティ※の維持	●		●	●
3 住みやすい、住み続けられる都市	1 暮らしやすさと豊かさを実感できる快適な居住環境※の創造	●		●	●
	2 自然・歴史・文化の地域資源を生かした魅力ある生活空間づくりの推進		●		●
4 自然・歴史・文化の趣を実感できる都市	1 地域資源を活用した観光まちづくりの推進	●	●		
5 安全安心に暮らせる都市	1 防災機能の強化により誰もが安全で安心に暮らせる市街地の形成	●	●		

(2) 基本方針の考え方

<基本方針1 生活に密着した公園の整備推進>

- 市民が住み続けられる良質な居住環境[※]を創造するため、市民の身近にあり安心して利用できる公園を確保します。

<基本方針2 風致地区[※]、生産緑地[※]、社寺林などの自然環境の保全>

- 快適で風格を感じられるまちを目指すため、これまで受け継いできた自然・歴史・文化などの身近な環境を保全します。
- 自然環境が有する多様な機能を活用し持続可能で魅力ある都市づくりを進めるため、都市農地をはじめとする市街化区域[※]内の緑地の保全に努めます。

<基本方針3 長期未整備の都市公園の計画の見直し>

- 長期的な人口減少、市の財政状況、施設の必要性を考慮した上で、公園整備の計画の適切な見直しを行います。

<基本方針4 公民連携も含めた適切な維持管理・利活用の推進>

- 市の維持管理費などの財政負担軽減と、市民の地域への愛着の醸成を目指し、公民連携も含めた維持管理・利活用に取り組めます。

コラム グリーンインフラ[※]

グリーンインフラとは、自然環境が有する機能を社会における様々な課題（防災・減災、環境問題、地域振興）の解決に活用しようとする考え方です。

そのグリーンインフラの一つである都市農地は、従来の「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」として位置づけが大きく転換されています。それにより近年、生産緑地などの都市農地の保全に対する制度も変わりました。

本市は、1992年から生産緑地制度により都市農地の保全に取り組んでおり、2019年末現在、約80.1haの市街化区域内の農地に生産緑地地区が指定されています。

生産緑地は、持続可能な都市づくりや都市住民の豊かで潤いのある生活環境[※]の保全・創出を図るため、農業生産機能のほか、良好な都市環境の形成、災害時の防災空間（避難場所・延焼防止）など多様な機能を発揮することが期待されています。

この生産緑地は、2022年で指定から30年を迎えます。こうしたことから本市では、特定生産緑地制度を積極的に活用するなどにより、生産緑地をグリーンインフラとして保全・活用を図っていきます。



市内の生産緑地地区

2-2-6 河川・上下水道に関する方針

(1) 基本的な考え方

河川・上下水道の分野では、計画的な河川・上下水道の整備、維持管理などを図るため、次の5つの基本方針を定めます。

基本方針	1 治水・浸水対策の強化 2 河川の良い水質の確保 3 自然環境に配慮した川づくり 4 親水性の高い水辺空間の創出と活用 5 施設の適切な維持管理と計画的な更新
------	--

各都市像の目標を達成するための基本方針（河川・上下水道）

都市像	目標	基本方針				
		1	2	3	4	5
1 新たな活力を創造する都市	3 駅や駅周辺の都市機能 [※] 強化による産業振興			●	●	
2 将来にわたって持続可能な都市	2 公民連携まちづくり [※] や既存ストック [※] の効率的な利活用の推進			●	●	●
	3 地域コミュニティ [※] の維持				●	●
	4 自然環境と調和した都市づくり	●	●	●	●	
3 住みやすい、住み続けられる都市	1 暮らしやすさと豊かさを実感できる快適な居住環境 [※] の創造	●	●			●
	2 自然・歴史・文化の地域資源を生かした魅力ある生活空間づくりの推進		●	●	●	
4 自然・歴史・文化の趣を実感できる都市	1 地域資源を活用した観光まちづくりの推進		●	●	●	
	2 ふれあい・交流を促進する環境の創造				●	
5 安全安心に暮らせる都市	1 防災機能の強化により誰もが安全で安心に暮らせる市街地の形成	●		●		●

(2) 基本方針の考え方

<基本方針1 治水・浸水対策の強化>

- 河川・上下水道の整備などのハード対策や、災害リスクの周知などのソフト対策による大雨からのちとくらしを守る取組みを進めます。

<基本方針2 河川の良い水質の確保>

- 下水道事業計画区域内の未普及地域における整備や下水道施設の改善により、河川の良い水質を確保します。
- 河川の水質を改善するため合併浄化槽※の普及促進を図ります。

<基本方針3 自然環境に配慮した川づくり>

- 自然環境の一体的な保全を実現するため、周辺の森林や農地を保全する川づくりを推進します。

<基本方針4 親水性の高い水辺空間の創出と活用>

- 賑わいのある水辺空間を創出するため、その活用を見据えた整備を推進します。

<基本方針5 施設の適切な維持管理と計画的な更新>

- 個別施設計画に基づきコスト縮減や必要経費の平準化を図りながら、引き続き適切な維持管理に取り組めます。

コラム 防災と連携した流域治水のまちづくり

国土交通省では、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を集中的に講じることとして、水害、集中豪雨などに対応した総合的な土砂・火山災害対策の推進、地域における総合的な防災・減災対策、老朽化対策などに対する集中的支援を実施しています。

しかし近年、水害の頻発、激甚化が顕著になっており、堤防強化やダム整備といったハード面だけでは計画を上回る豪雨に対応しきれないため、土地利用[※]の在り方や避難体制の強化も含めて被害を軽減する「流域治水」を掲げ、防災とまちづくりの連携を検討しています。

具体的には、防災部局が持つ洪水の浸水想定区域[※]や土砂災害警戒区域[※]、ハザードの時系列情報や頻度情報などを整理し、関係部署間で共有します。そのうえで、災害情報と人口分布、医療施設、避難施設などの関係を評価し、都市構造[※]上の位置づけや必要性、災害リスクを勘案したなかで具体的な防災対策（例えば中心部では建築物の浸水対策を講じるが、河川近傍では住宅の移転を促すなど）について、住民と合意形成を図りつつ流域治水の方針について検討を進めています。



資料：国土交通省 HP：「3. 総力戦で挑む防災・減災プロジェクト 主要施策」

2-2-7 景観・自然環境に関する方針

(1) 基本的な考え方

景観・自然環境の分野では、景観形成と自然環境の保全などを図るため、次の4つの基本方針を定めます。

基本方針	1 景観計画に基づく歴史・文化資源や景観の保全
	2 歴史・文化資源のネットワーク化による観光振興の促進
	3 乙川、矢作川などの水辺空間の環境や眺望の保全による良好なまちなみ景観の誘導
	4 無秩序な開発の抑制による自然環境の保全

各都市像の目標を達成するための基本方針（景観・自然環境）

都市像	目標	基本方針			
		1	2	3	4
1 新たな活力を創造する都市	3 駅や駅周辺の都市機能※強化による産業振興	●	●	●	
2 将来にわたって持続可能な都市	2 公民連携まちづくり※や既存ストック※の効率的な利活用の推進	●	●	●	
	3 地域コミュニティ※の維持	●	●	●	
	4 自然環境と調和した都市づくり	●	●	●	●
3 住みやすい、住み続けられる都市	2 自然・歴史・文化の地域資源を生かした魅力ある生活空間づくりの推進	●	●	●	●
4 自然・歴史・文化の趣を実感できる都市	1 地域資源を活用した観光まちづくりの推進	●	●	●	
	2 ふれあい・交流を促進する環境の創造	●	●	●	
	3 地域資源のリデザイン※による魅力ある公共空間の整備	●	●		
5 安全安心に暮らせる都市	1 防災機能の強化により誰もが安全で安心に暮らせる市街地の形成				●
	2 被害を最小限に抑制するため市民や事業者などと行政が一体となった防災力の強化				●

(2) 基本方針の考え方

<基本方針1 景観計画に基づく歴史・文化資源や景観の保全>

- 景観計画に基づき、地域固有の歴史的風致の維持向上や良好な景観形成により、魅力の高い市街地を形成します。

<基本方針2 歴史・文化資源のネットワーク化による観光振興の促進>

- 点在する多彩な歴史・文化資源のネットワーク化を図り市民や来訪者の回遊性を向上させ、地域の活性化、エリアの価値の向上につなげます。

<基本方針3 乙川、矢作川などの水辺空間の環境や眺望の保全による良好なまちなみ景観の誘導>

- 本市を特徴づける資源である水辺空間は、眺望も含めたその環境を保全し、良好な景観を誘導します。

<基本方針4 無秩序な開発の抑制による自然環境の保全>

- 農地・森林の多面的機能※を認識し、無秩序な開発を抑制することで豊かな自然環境を保全します。

2-2-8 防災に関する方針

(1) 基本的な考え方

防災の分野では市民の安全で安心な居住環境^{*}の確保などを図るため、次の5つの基本方針を定めま
す。

基本方針	1 市街地の耐震化、不燃化の促進
	2 防災都市基盤の強化による災害に強い都市づくりの推進
	3 土砂災害対策の強化
	4 市民・事業者への情報発信や自主防災組織の支援・育成による防災活動の推進
	5 復興事前準備の取組みの推進

各都市像の目標を達成するための基本方針（防災）

都市像	目標	基本方針				
		1	2	3	4	5
2 将来にわたって持続可能な都市	3 地域コミュニティ [*] の維持				●	●
5 安全安心に暮らせる都市	1 防災機能の強化により誰もが安全で安心に暮らせる市街地の形成	●	●	●	●	●
	2 被害を最小限に抑制するため市民や事業者などと行政が一体となった防災力の強化	●		●	●	●

コラム 防災都市づくりの推進

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の被害や復興まちづくりの状況を踏まえると、いつ起こるかわからない大規模な災害に備え、「防災・減災」を意識した都市づくり、まちづくりを進めることが必要です。

本市では、南海トラフ地震などの大規模地震時に想定される建物倒壊や火災延焼などの災害危険の評価を行い、その結果の公表や、延焼危険性の高い町内会におけるワークショップなどをおして、市街地の防災上の課題と対応策について検討を行ってきました。

こうした取組みを踏まえ、地震災害に対する市街地の防災性を高めるための取組みを整理した岡崎市防災都市づくり計画を2019年に策定・公表し、自助・共助・公助の役割分担のもとでソフト・ハード対策を組合せた「災害に強い空間づくり」「災害時の避難や応急活動を支える空間づくり」を進めています。



岡崎市防災都市づくり計画

(2) 基本方針の考え方

<基本方針1 市街地の耐震化、不燃化の促進>

- 火災や大規模地震に備え、市街地の被害を最小限に抑えるために、建物の耐震化や不燃化を進め、防災都市づくり計画に基づき、防災・減災に関する空間づくりに取組みます。
- 大規模盛土造成地では、地震に対する安全性の確認や確保を目的として造成宅地防災区域の指定を検討するため、変動予測調査を推進します。

<基本方針2 防災都市基盤の強化による災害に強い都市づくりの推進>

- 災害発生時に被害を最小限に抑えるため、延焼遮断や避難路、避難地として機能する道路や公園など既存の都市基盤の強化を推進します。
- 避難や救助、物資輸送などの応急活動に必要な緊急輸送道路*の無電柱化などの整備促進や、防災拠点の耐震化などを進めます。

<基本方針3 土砂災害対策の強化>

- 土砂流出を防止する機能を有する森林の保全に努めるとともに、砂防指定地*や急傾斜地崩壊危険区域*における災害防止施設の整備を促進します。
- 山間部の土砂災害が危惧される地域では、治山・砂防事業などのハード対策を促進します。

<基本方針4 市民・事業者への情報発信や自主防災組織の支援・育成による防災活動の推進>

- 市民や事業者などと行政が協力し被害を最小限に抑えるため、防災体制の強化やソフト対策により市民の防災意識の向上を図ります。

<基本方針5 復興事前準備の取組みの推進>

- 災害発生前から防災に関する計画づくりやハード・ソフト事業を推進するとともに、市民や事業者などとともにまちの防災性を向上させる取組みを促し、災害に強く、早急な復旧・復興ができる都市を目指します。